

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託契約に係る

企画提案競技の実施要領

1 業務の名称

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託

2 業務の実施内容

契約の締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の概要

別紙「鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 予算上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 企画提案競技参加資格

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) この告示の日（以下「告示日」という。）から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされてる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係・人的関係がないこと。
- (8) 告示日現在において、本市内に本店を有している法人であること。
- (9) 令和7年4月1日現在、本市において引き続き1年以上の営業実績があり、かつ、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間において、鹿児島県産の水産物の海外への輸出実績があること。

6 参加の申し込み

(1) 受付期間

告示日から令和7年5月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を各1部ずつ提出すること。

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 事業者の概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 市税納付証明書又は滞納がないことの証明書

オ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写し可）

カ 商業登記簿謄本（写し可）

キ 印鑑証明書（原本）及び使用印鑑届（様式4。使用印鑑届は、印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）

(4) 提出方法

直接持参

(5) 提出先及び問い合わせ先

鹿児島市城南町37番地2

鹿児島市中央卸売市場魚類市場管理事務所

電話 099-223-0310

電子メール gyorui@city.kagoshima.lg.jp

7 質疑応答票

仕様書の内容等に関して質問等がある場合は、「質疑応答票（様式5）」を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月25日（金）

(2) 提出方法

電子メール

(3) 提出先

6(5)に同じ

(4) 回答期限

令和7年4月30日（水）午後5時までに電子メールで回答する。

8 企画書の提出方法

(1) 形式

別紙様式「鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務企画書」に掲げる項目を記載すること。（ただし、同様式の「3(2)経費の内訳」については任意の様式とする。）

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

- ・表紙は、宛名（「鹿児島市長」）、タイトル（「鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務企画書」）及び提出年月日を記載すること。
- ・正本1部のみ社名を記載し、副本5部に関しては、社名等、会社を特定できるものは一切記載しないこと。

(3) 提出期限及び提出先

提出期限等は次のとおりとし、企画書は、6(5)に掲げる提出先へ直接持参すること（郵送、メール及びファックスによる申込みは、受け付けません。）

・提出期限

令和7年5月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

・受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

9 委託業者の選定等に関する事項

- (1) 委託業者の選定は、鹿児島市中央卸売市場業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加資格要件を全て満たしている者から提出された企画提案等について、提案書の書類審査及びプレゼンテーションを実施し、審査項目ごとに評点付けし、最高得点者及び次点者を選定する。ただし、参加者が多数の場合は、書類審査で評点上位3者程度を選定し、プレゼンテーションの実施を依頼する。プレゼンテーションの審査は、「選定委員会」において行う。企画提案競技の参加者が一社の際は、各委員の評価点の合計が満点の70%以上の場合に受託業者として選定する。

相談 窓口 業務	輸出に 係る 支援	① 開設者（鹿児島市）	・ 提案内容は、実行可能なものか。 ・ 提案内容は、取引実現に効果的か。 ・ 海外バイヤー等の来鹿情報提供、各種商談 会やセミナーの開催情報の提供体制は適切	20点
		や市場関係者等への 継続的な情報提供		

		<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商談サポート体制は適切か。 ・輸出関連機関等へのヒアリング体制は適切か。 	
	② 魚類市場専属相談窓口としての輸出全般に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、実行可能なものか。 ・提案内容は、取引実現に効果的か。 ・海外バイヤーと商談実施、本市場PRの体制は適切か。 ・開設者（鹿児島市）や市場関係者等の求めに応じた、各種機関へヒアリングや交渉の代行体制は適切か。 ・セミナーや商談情報の提供、参加のある場合のアテンド、サポート体制は適切か。 	20点
参加支援業務 各種商談会等への	① 実施までの準備など	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、実現可能なものか。 ・提案内容は、取引実現に効果的か。 ・参加体制の構築は適切か。 ・手続き等の準備体制は適切か。 ・参加に至る手配等は適切か。 	20点
	② 実施及び実施後のサポートなど	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、実現可能なものか。 ・提案内容は、取引実現に効果的か。 ・実施に際してのサポート体制は適切か。 ・成約までのサポート体制は適切か。 ・参加に係る継続的な活用は可能か。 	20点
その他	①業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制は十分か。 ・打合せ等の体制が整っているか。 	10点
	②経費	予算上限額に示した金額であるか。	10点
	合計		

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、決定後速やかに企画提案競技参加者全員へ書面をもって通知する。

なお、選定結果に関する異議の申立てや質問には一切応じない。

(3) 選定日程

令和7年4月18日（金）	企画提案競技告示
令和7年4月25日（金）	質疑応答票の提出期限
令和7年4月30日（水）	質疑応答票の回答
令和7年5月7日（水）	参加申込期限
令和7年5月14日（金）	参加申込資格決定通知
令和7年5月26日（月）	企画書提出期限
令和7年6月上旬	プレゼンテーション審査（予定）
令和7年6月上旬	選定結果通知（予定）

10 業務の委託

選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

なお、選定された者が、資格要件を満たさないことが判明した場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

契約締結前に、業務内容の具体的協議を行うこととする。協議にあたっては、企画提案初頭の内容を一部変更する場合がある。

11 成果品

別紙「仕様書」のとおり。

12 企画提案競技の延期等

企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを中止することがある。

なお、延期、中止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。

13 失格条項

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの

- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- (5) 本実施要領に定められた以外の方法により、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めたもの
- (6) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

14 提出書類等の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が当該企画提案競技参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出書類は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出書類は、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

15 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (2) 画像等の著作権や肖像権に関することは、提出業者において処理すること。
- (3) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は市に帰属する。